

北海道観光ETCはじめてパス 利用約款

令和6年8月20日制定
東日本高速道路株式会社
北海道支社

(通則)

第1条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「北海道観光ETCはじめてパス」（以下「本商品」といいます。）について適用します。

(定義)

第2条 本約款の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。

- 一 ETC 無線通信 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められたETCシステム利用規程第2条に定める、ETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETC カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC 車載器 ETCシステム利用規程第3条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

(対象車両)

第3条 本商品は、令和6年8月1日（木）から令和6年11月30日（土）までの間にETC車載器を搭載しセットアップを正しく完了した車両が利用できる商品で、ETC無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の2車種（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じ。）を対象とします。

なお、「ETC車載器セットアップ証明書」に記載のセットアップ完了日をセットアップが完了した日とみなします。

(実施期間等)

第4条 本商品の利用期間は、令和6年10月1日（火）から令和6年12月3日（火）までとし、最終利用開始日は令和6年11月30日（土）となります。

2 本商品は、前項の実施期間のうち事前に申込みした利用開始日を含め連続する4日間

(利用開始日の0時から利用最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申込みをされた場合、申込み手続きが完了した時点から利用最終日の24時まで(以下「利用期間」といいます。))の利用が可能です。

3 各通行にかかる日時の判定は、入口料金所または出口料金所の通過によるものとします。ただし、次の各号に該当する通行は、それぞれ各号のとおりとします。

一 均一料金区間(道央自動車道/札幌南 IC~札幌 IC、札幌自動車道/札幌西 IC~札幌 JCT、以下同じ)を通行する場合は、入口料金所の通過によるものとします。

二 札幌自動車道(札幌西 IC~小樽 IC)において、小樽 IC を入口として通行する場合は、朝里本線料金所を入口料金所とします。また、小樽 IC を出口として通行する場合は、朝里本線料金所を出口料金所とします。ただし、朝里 IC と小樽 IC 間を通行する場合は、朝里料金所の通過によるものとします。また、入口料金所のない札幌西 IC から通行する場合は、出口料金所の通過によるものとします。

三 道東自動車道(千歳恵庭 JCT~本別 IC・足寄 IC)において、本別 IC・足寄 IC を入口として通行する場合は、池田本線料金所を入口料金所とします。また、本別 IC・足寄 IC を出口として通行する場合は、池田本線料金所を出口料金所とします。ただし、池田 IC と本別 IC・足寄 IC 間を通行する場合は、池田料金所の通過によるものとします。

4 本商品の料金は、下表のとおりです。

利用日数	普通車	軽自動車等
4日間	7,700円	6,200円

(対象区間)

第5条 本商品は次の各号に該当する区間の通行に適用します。

- 一 道央自動車道 大沼公園 IC~士別剣淵 IC
- 二 札幌自動車道 小樽 IC~札幌 JCT
- 三 後志自動車道 余市 IC~小樽 JCT
- 四 道東自動車道 千歳恵庭 JCT~本別 IC・足寄 IC
- 五 日高自動車道 苫小牧東 IC~沼ノ端西 IC
- 六 深川留萌自動車道 深川 JCT~深川西 IC

(申込方法等)

第6条 本商品を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用開始前にインターネットにて申込みください。(本商品の申込み以前の通行は本商品の適用を受けません。)ただし、利用開始の判定は、本商品の対象となる通行のうち、利用開始日の0時(ただし、利用開始日当日に申込みの場合は申込み手続き完了時)以降の最初の通行によるものとします。

- 2 申込みの際は、利用開始日付、車種、申込者氏名、お住まいの都道府県、メールアドレス、連絡先電話番号、ETC カード番号及び有効期限、車両番号、第 3 条に規定するセットアップ完了日の日付及び E T C 車載器管理番号が必要です。
- 3 当社は、申込みの受付手続きが完了した時には、電子メールにより申込者へ通知するものとし、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時をもって前項の登録内容に基づく申込みが成立したものとします。
- 4 本商品申込みの受付が完了したことをもって、申込み時に登録した ETC カード（以下、「登録 ETC カード」といいます。）が有料道路の走行に利用できることを保証するものではありません。
- 5 本商品は次の各号の条件を満たさないことを確認できた場合は、第 3 項の規定にかかわらず本商品の申込みを無効とし、第 8 条に定める通行に該当する場合であっても、当社は、通常の料金（ETC 時間帯割引が適用される場合は ETC 時間帯割引後の料金（以下「通常料金」といいます。)) の支払いを受けます。
 - 一 ETC カードを利用していること。なお、当社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が大口・多頻度割引制度のために発行する ETC コーポレートカードは利用できません。
 - 二 登録が正しく行われ、内容に誤りがないこと。
 - 三 登録 ETC カードの名義が本商品の申込者またはその家族等であること。ETC カードの名義が法人名義の場合は、本商品の申込者がその法人またはその法人の社員であること。
- 四 令和 6 年 8 月 1 日よりも前に一度でも E T C 車載器を搭載し、セットアップを完了したことがある車両でないこと。

ただし、令和 6 年 8 月 1 日以降に自動車車検証の所有者が変わったことに伴い、再度セットアップを行った車両はこの限りではありません。
- 五 同一の E T C 車載器による、本商品の 2 回目以降の利用に該当しないこと。ただし、実施期間中に ETC 車載器を搭載した車両の自動車車検証の所有者が変わり、その変更日以降に ETC 車載器を再度セットアップし、かつ再度セットアップが完了した日以降の日を利用開始日とする申込みである場合は適用外とする。
- 6 当社が実施する他の企画割引と本商品を、利用期間を重複して申込みすることはお控えください。重複して申込みをした場合は、他の企画割引の解約を行っていただくか、第 14 条に定める手続きにより本商品の解約を行ってください。解約や申し出がないまま本商品を利用されますと、意図しない企画割引が適用される場合や、いずれの割引も適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は一切行いません。
- 7 当社は、申込者に前各項で定める登録内容等を確認するために必要な書類等の提出を求める場合があります。

(登録内容の変更)

第 7 条 本商品の申込み手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。登録内容の変更が必要な場合の手続きは、第 14 条第 2 項に定める解約を行ったうえで、再度本商品のホームページにて申込みください。

(利用方法)

第 8 条 関係法令、ETC の利用方法等を遵守のうえ、登録車両及び登録 ETC カードを使用して、第 5 条の対象区間において、ETC 無線通信により通行して下さい。本商品を申込みした利用期間内であれば、対象区間の IC 間を回数制限なく通行できます。

2 高速道路の通行止めにより途中のインターチェンジ等で退出を余儀なくされた場合には、当社の指定するインターチェンジ等から退出し、進行方向に向かって通行止め区間より先の当社の指定するインターチェンジ等（通行止め解除後は当該通行止め区間のインターチェンジを含む）から高速道路へ進入して下さい。

3 本商品を利用する場合は、申込み時に登録した車種（以下「登録車種」といいます。）に属する自動車 1 台で通行して下さい。登録車種より上位の車種で通行した場合は、当社は、各通行について当該上位の車種の通常料金の支払いを受けます。登録車種より下位の車種で通行した場合は、当社は登録車種にかかる本商品の料金の支払いを受けます。

4 料金所では、登録 ETC カードを登録車両の ETC 車載器に挿入し、ETC レーンを ETC 無線通信により通行して下さい。登録 ETC カードと異なる ETC カード及び登録車両と異なる車両通行した場合は、当社は、通常料金の支払いを受けます。

5 入口料金所の ETC レーンが点検等により閉鎖され通行できない場合には、入口料金所の一般レーンで通行券を受取り、出口料金所および本線料金所では、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に通行券と登録 ETC カードを渡して下さい。また、出口料金所および本線料金所の ETC レーンが閉鎖され通行できない場合も同様に、一般レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡して下さい。（均一料金区間の料金所で ETC レーンが閉鎖している場合も、一般レーンまたは混在レーンの料金所係員に登録 ETC カードを渡して下さい。）いずれの場合も本商品が適用されます。なお、一般レーンまたは混在レーンに料金精算機が設置されている料金所では、係員呼び出しボタンを押し、係員の指示に従ってください。

(請求等)

第 9 条 当社は、利用期間における前条第 1 項に定める最初の通行に対し本商品の料金の支払いを受けます。なお、ETC マイレージサービスの還元額がある場合は、ETC マイレージサービスの還元額を本商品の料金の支払いに充当します。

2 本商品の対象となる各通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器の料金表示や音

声案内及び ETC マイレージサービスのポイント確認画面の料金表示では、通常料金が案内されますが、利用条件を遵守し、本商品を適正に利用された場合には、本商品の利用期間内かつ対象区間内で案内された料金の支払いは不要です。

- 3 ETC 利用照会サービス（登録型）または ETC マイレージサービスのポイント明細確認画面に表示される本商品の対象となる各通行の走行明細は、確定時に利用期間の最初の通行の「利用 IC(自)」欄が「ドラ割（北海道）」となり、「通行料金」欄が本商品の料金となります。なお、最初の通行以外の走行明細は表示されません。
- 4 クレジットカード会社または ETC パーソナルカード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため六会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、登録した利用期間における 2 回目以降の通行にかかる走行明細は記載されません。
- 5 登録車両のセットアップ情報の確認に時間を要し、本商品の料金が適用されずに通常料金の支払いを受けることがあります。その場合、セットアップ情報に基づき本商品の申込みが有効であることが確認できた後に、次の各号に基づき申込のあった ETC カード等に返金または請求するものとします。
 - 一 支払いを受けた通常料金が本商品の料金を上回る場合、その差額について後日返金するものとします
 - 二 支払いを受けた通常料金が本商品の料金を下回る場合、その差額について後日請求するものとします

（他の割引との適用関係）

- 第 10 条 ETC マイレージサービスによるポイント付与は、本商品の料金の額に適用します。
- 2 前項に定めるポイント付与に加え、次条に定める特別ポイントを付与します。
 - 3 本商品は、前 2 項に定めるポイント付与以外の割引を重複して適用しません。なお、ETC マイレージサービスのポイント付与は、第 9 条第 1 項で請求する額に適用します。
 - 4 本商品の対象となる各通行が ETC マイレージサービスによる平日朝夕割引の割引対象となる通行の場合にも、当該割引の利用回数として算入しません。

（ETC マイレージサービスの特別ポイントの付与）

- 第 11 条 令和 6 年 10 月 1 日（火）より当社が別途定める期間における、月曜日から金曜日までの間の平日のみを利用期間として申込み、第 8 条第 1 項に定める通行を行った場合、ETC マイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額 10 円毎に 1.5 ポイントを付与するものとします。
- 2 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月 20 日までに付与します。

(ETC パーソナルカードの利用停止)

第 12 条 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいないご利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、ETC パーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

【未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例】

本商品の料金が適用される通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本商品の料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

詳しくは別紙 1 のとおり

(適用対象外及び無効)

第 13 条 本商品は、次の各号に該当する場合は適用対象外とし、その通行については本商品の料金は適用されません。なお、適用対象外の通行は、別途通常料金の支払いを受けます。

- 一 本商品の利用時に無効な ETC カードが登録されているとき
 - 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき
 - 三 登録 ETC カード以外のものを使用したとき
 - 四 登録車両以外の車両を使用したとき
 - 五 登録車種より上位の車種で通行したとき
 - 六 本商品が最初に適用された通行の自動車と異なる自動車で通行したとき
 - 七 入口料金所、出口料金所とも登録した利用期間以外の日に通じたとき及び入口料金所を利用期間内に通行し、利用期間最終日の翌々日までに出口料金所を通行しなかったとき
 - 八 登録した利用期間に第 8 条第 1 項に定める通行がなかったとき
 - 九 第 8 条第 1 項に定める通行以外の通行をしたとき
 - 十 申込み時に登録した車載器を未設置で通行したとき
- 2 各通行が次の各号に該当する場合は、本商品の申込みを無効とし、当社は利用期間の全ての通行にかかる通常料金の支払いを受けます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合は、当社は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 26 条の規定により、料金を不法に免れた額のほか、その免れた額の 2 倍に相当する額の割増金の支払いを受けます。
- 一 正しい車両情報がセットアップされた ETC 車載器を未設置で通行したとき
 - 二 登録 ETC カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき
 - 三 不正な申込み方法により本商品を利用したとき

四 前5号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本商品を利用したとき

(解約等)

第14条 利用期間中に本商品が適用となる通行がある場合、途中解約、払戻し、一部返金
は行いません。ただし、自然災害等により本商品の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が
判断した場合は、この限りではありません。

2 本商品の解約手続きは、本商品のホームページにてその記載内容に従って行ってくださ
い。ただし、本商品の利用開始以降は不可となります。

3 利用期間中であっても、本商品が適用となる第8条第1項に定める通行がない場合に限り
、前項に関わらず、本商品が適用となる通行の前に当社お客さまセンターへ解約を申し
出ることで解約ができます。

4 前項に定める解約が行われない場合も、登録された利用期間中に登録ETCカードで第
8条第1項に定める通行実績がなかった場合は、申込時に遡って解約したものとし、本商
品の料金は請求されません。

(個人情報保護)

第15条 本商品の申込者の個人情報は、当社が別に定めるプライバシー保護に関する方針
（「北海道観光 ETC はじめてパス」のプライバシー保護に関する方針）に従って適切に
取扱います。

(免責事項)

第16条 当社は、次の各号に掲げるときに、本商品をお申し込みのお客さまが被った被害
について、一切責任を負いません。

一 当社の責めに帰することができない申込み内容の誤りにより、本商品の利用に影響
を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の障害または事故により、本商品の利用
に影響を及ぼしたとき

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害または事故により、本商品の
申込者の個人情報が漏えいし、改ざんまたは窃取されたとき

四 通行止めまたは渋滞により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

五 天災地変その他の不可抗力により、本商品の利用に影響を及ぼしたとき

六 ETCカードの利用が停止されたとき

七 本約款第9条第5項に該当するとき

(約款の変更)

第17条 本約款は特別の事情により変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

《附 則》

本約款は、令和 6 年 8 月 20 日 14 時から施行します。

未払債務の合計額がご利用可能額を超える場合の例

ETC でのご利用料金は、お客様がご利用された日から数日後に、一定期間のご利用分をまとめて確定処理を行っております。そのため、未払債務の合計額が一時的にご利用可能額を上回りますと、ドラ割対象すべてのご利用分の料金を確定した時点の未払債務の合計額がご利用可能額を下回る場合であっても、利用停止となる場合があります。

【例】(「北海道観光ETCはじめてパス」ではなく、一般的なドラ割の例)

○デポジット額 40,000 円

○ご利用可能額 40,000 円

○ドラ割商品の料金 10,000 円(6 日間プラン、利用期間:6/5~10)の場合

1.ドラ割商品の料金が適用される前

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、11,000 円、10,000 円、9,000 円)で計算するため 42,000 円となり、一時的にご利用可能額(40,000 円)を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。



2.一部の通行にドラ割商品の料金が適用された後

未払債務の合計額は、一旦、通常の料金(12,000 円、10,000 円、9,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)を合算するため 41,000 円となり、一時的にご利用可能額を上回ります。その後、すべての通行にドラ割商品の料金が適用されますと、未払債務の合計額は、ドラ割対象外の料金(12,000 円)とドラ割商品の料金(10,000 円)の合計額の 22,000 円となりご利用可能額を下回りますが、一時的にご利用可能額を上回るため、利用停止となる場合があります。

